

## 日本赤十字看護大学における人権の擁護と倫理問題の防止要綱

(目的)

第1条 本要綱は、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）における性的人権侵害、男女の固定的役割分担意識からくる差別的な人権侵害、権力構造からくる修学及び就労の上での人権侵害等を防止し、排除することによって、学生並びに教職員の人権を適切に擁護するための措置に関し、必要な事項を定める。

(基本的責務)

第2条 本学の学生並びに教職員は、修学及び就労上関わるすべての状況において、人間の尊厳に基づく人間固有の権利である人権を互いに尊重し合い、何者にもその人権を不当に侵害されることのないよう修学及び就労環境を確保することに努め、併せて、倫理的に相応しくない行動を抑止し、倫理問題に対応することに努める。

(人権擁護・倫理問題解決並びに教育・啓発)

第3条 本学は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる人権侵害・倫理問題を、本学として対応すべき主な人権・倫理上の課題として、その防止と解決並びに教育・啓発の推進を図るものとする。

- (1) 性的犯罪及び性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）
  - (2) 性差（ジェンダー）に基づく、男女の固定的役割分担意識からくる差別（ジェンダー・ハラスメント）
  - (3) 修学及び就労の場における、上位の立場の者による下位の立場の者に向けた権力構造からくる人権侵害（アカデミック・ハラスメント）
  - (4) 大学におけるノーマライゼーション（社会的弱者との共生）の実現を阻む、様々な有形無形の問題
  - (5) 同和問題
  - (6) 国籍や人種による差別の問題
  - (7) 学生並びに教職員による本学の名誉を著しく傷つける行為
  - (8) 学生並びに教職員による倫理上相応しくない行為
  - (9) 前各号に定めるもの以外の人権侵害・倫理問題
- (人権擁護・倫理問題防止体制)

第4条 学長は、本学における人権の擁護及び倫理問題の防止に努めるため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 人権・倫理委員会（以下「委員会」という。）の設置
- (2) 人権侵害及び倫理問題の防止等に関する規程の制定
- (3) 学生及び職員等の人権に関する苦情の申出及び相談に対応する体制の整備
- (4) 人権教育及び人権啓発に係る資料収集並びに研究のための環境の整備
- (5) その他委員会の提言する、人権の擁護のために有効と思われる施策

2 本要綱に定めるもののほか、前項の施策に関する事項は、学長が別に定める。

(事務)

第5条 本要綱を実施するための事務は、事務局において行う。

(改廃)

第6条 本要綱の改廃は、委員会の議を経て、学長が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。